

府営住宅の管理事務に係る不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
株式会社東急コミュニティー	<p>株式会社東急コミュニティー（以下「東急コミュニティー」という。）の藤井寺管理センターでは、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで中・南河内地区の指定管理者として、大阪府営住宅の管理業務を行っている。</p> <p>管理業務の中に、維持補修として大阪府営住宅の空家修繕業務及び緊急修繕業務（平成25年度、計2,837件）があるが、当該修繕業務を実施するに当たって、大阪府と協議をしていたものの、大阪府営住宅の管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）で求められている大阪府の事前承認を得ていなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 維持補修を行う場合は、契約書に基づき、大阪府の事前承認を得られたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府営住宅の管理運営業務契約書】</b> （リスク負担） 第10条（略） 2 乙（東急コミュニティー）は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲（大阪府）の承認を得るものとする。 （以下略）</p> </div>	<p>大阪府と協議した結果、今後、契約書第10条1項の別表に含まれる通常の維持補修については、年度毎に大阪府による包括事前承認を得た上で実施することとした。</p> <p>また、同項別表に含まれない仕様変更等を伴う維持補修については、今後あらかじめ書面による大阪府の個別承認を得た上で実施することとした。</p>